再審法改正を先延ばしにする

法制審議会にNO！！

無実の人を救済する再審制度。しかし、日本の再審制度多くの不備があり、無実の人を長期にわたって苦しめています。

こうした再審制度を改正しようと、国会で**超党派の議連**が立ち上がって法改正に動く中、**法務省**はこの動きに合わせ、再審制度について議論する**法制審議会**(刑事法(再審関係)部会)を開催すると言い出しました。

ところが、以前再審に関係する法制審議会に参加したメンバーや有識者からは**「法制審では何も変わらない」**と批判の声も。

一体、今回の法制審議会にはどんな問題があるのでしょうか？

肩書きは法務省、でも実態は検察官！！

法制審議会の委員は法務省が選出したもので、その選出基準はブラックボックスとなっています。

委員等の名簿を確認すると、法務省関係者として参加している人のほとんど全てが、検察官で占められており、参加している大学教授も以前の法制審で証拠開示に消極的な発言をしていた人が再び起用されているなど、その構成は大きく偏っています。このようなメンバーでは再審法改正への前向きな結論が出ないことは明らかです。

Check!!

法制審のメンバーの詳細は、裏面をご覧ください！！

法制審の存在が法改正を先延ばしにする口実に？？

再審法改正に賛同する国会議員も多数いる一方で法務大臣経験者など一部の議員の反発もあり、自民党の司法制度調査会は、「法制審議会による審議が望ましい」と議連の改正案の提出に賛同しませんでした。

議員立法による法改正の動きを妨害し、世論の怒りが冷めたタイミングをみて、検察の上訴禁止などの「重要な規定」を「骨抜き」にする狙いがあるのではないかと指摘がされています。(25年6月7日『静岡新聞』)

次の国会で議員立法による法改正を！！

法務省や、検察、警察などによる妨害を押し返し、議員立法による法改正を実現するためには、もっと多くの市民の力が必要です。冤罪を生まない社会をつくるため、**「国会頑張れ！」**の声を草の根から押し上げていきましょう！！

「今こそ変えよう！再審法～カウントダウン袴田判決」（日本弁護士連合会、再審法改正をめざす市民の会共催）には、多くの市民が参加しました！

これが法制審議会のメンバーです！！

―刑事法（再審関係）部会―

ご覧の通り、法務省の刑事局長、刑事局刑事法制管理官、刑事法制企画官、刑事局参事官、大臣官房審議官はみんな検察の関係者です。
法制審議会(刑事法(再審関係)部会)の議事録は法務省のＨＰから確認することができます。誰がどのような発言をしているか、法制審の動きを注視していきましょう！！

部会長

早稲田大学教授	大澤　裕	

委員

京都大学大学院法学研究科教授	池田公博	
同志社大学法学部教授	宇藤　崇	
東京地方裁判所部総括判事	江口和伸	
弁護士（京都弁護士会所属）	鴨志田祐美	
東京大学大学院法学政治学研究科教授	川出敏裕	
慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授	後藤眞理子	
早稲田大学大学院教授（京都大学名誉教授）	酒巻　匡	← 2011年の「特別部会」では証拠開示に極めて消極的
警察庁刑事局長	谷　滋行	
最高裁判所事務総局刑事局長	平城文啓	
東京高等検察庁検事	宮崎香織	
弁護士（東京弁護士会所属）	村山浩昭	
法務省刑事局長	佐藤　淳	← 元富山地検検事正
弁護士（第二東京弁護士会所属）	山本　剛	

幹事（会議のとりまとめ役）

名古屋大学大学院法学研究科教授	小島　淳	
弁護士（香川県弁護士会所属）	田岡直博	
法務省刑事局刑事法制管理官	玉本将之	← 元東京地検立川支部検事
最高裁判所事務総局刑事局第二課長	恒光直樹	
法務省刑事局刑事法制企画官	今井　誠	← 元東京地検検事
警察庁刑事局刑事企画課長	中山　仁	
東京大学教授	成瀬　剛	← 2022年の「刑事手続きの在り方協議会」で法務省寄りの発言
内閣法制局参事官	吉田　誠	← 元大阪地検検事
法務省大臣官房審議官	吉田雅之	← 元東京地検検事

関係官

法務省特別顧問	井上正仁	← 2011年の「特別部会」では証拠開示に極めて消極的
法務省特別顧問	寺田逸郎	

■（赤）…　検察、警察といった捜査機関の関係者

■（オレンジ）…　証拠開示に消極的な立場で発言してきた学者

日本国民救援会三多摩総支部
〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12
北多摩西教育会館内